

平成24年6月26日

平成24年第2回岬町議会定例会

第3日会議録

平成24年第2回(6月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成24年6月26日(火)午前11時35分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	出 口 実	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	竹 原 伸 晃	9番	田 島 乾 正	10番	中 原 晶
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	和 田 勝 弘
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
まちづくり戦略室長	南 康 明	財政改革部理事兼行革推進課長	四 至 本 直 秀
総務部長兼財政改革部長	白 井 保 二	都市整備部理事	梶 本 光 廣
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	都市整備部理事兼二国推進課長	吉 田 一 人

都市整備部長 末原光喜
教育委員会事務局理事兼
文化センター所長兼 一本稔明
青少年センター所長
教育次長 古谷清
水道事業理事 岡本茂
危機管理監 谷下泰久

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 大山鐵男 議会事務局主幹 増田明

議事日程

日程1	三常任委員長報告
日程2 追加議案第48号	工事請負契約締結の件(岬町立町民体育館改修工事(耐震・施設改善))
日程3 決議案第2号	多奈川第二発電所再稼働等に関する要望決議(案)

(午前11時35分 開会)

○田島乾正議長 ただいまから平成24年第2回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻は午前11時35分です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、三常任委員長報告を議題といたします。

過日6月8日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、出口 実君。

○出口事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

6月8日の本会議において、本委員会に付託されました5件の議案については、6月13日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第38号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第39号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第43号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第44号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第46号、岬町手数料条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案について、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは事業委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、和田勝弘君。

○和田厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

6月8日の本会議において、本委員会に付託されました3件の議案については、6月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いします。

議案第38号、平成24年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第41号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第45号、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について、私の委員長報告を終わります。よろしくお願いします。

○田島乾正議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは厚生委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、反保多喜男君。

○反保総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

6月8日の本会議において、本委員会に付託されました3件の議案については、6月15日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議案第38号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第40号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第42号、阪南岬消防組合規約の変更に関する協議の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された3議案について、私の委員長報告を終わります。

○田島乾正議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは総務文教委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから議案第38号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号、平成24年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件について起立により採決します。

本件についての事業委員長、厚生委員長及び総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第38号は、原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第39号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第39号、平成24年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件について起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第39号は、原案のとおり可決されました。

つづいて議案第40号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第40号、平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件について起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。

つづいて議案第41号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第41号、泉佐野市と岬町との間の休日診療事務委託に関する規約の変更に関する協議の件について起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第41号は、原案のとおり可決されました。つづいて議案第42号、阪南岬消防組規約の変更に関する協議の件について討論を行います。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第42号、阪南岬消防組規約の変更に関する協議の件について起立により採決します。

本件についての総務文教委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。つづいて議案第43号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第43号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する件について起立により採決します。

本件についての事業委員長報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第43号は、原案のとおり可決されました。つづいて議案第44号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第44号、岬町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定する件について起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

つづいて議案第45号、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第45号、外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件について起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

つづいて議案第46号、岬町手数料条例の一部を改正する件について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第46号、岬町手数料条例の一部を改正する件について起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

以上で三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労様でした。

○田島乾正議長 日程2、議案第48号、工事請負契約締結の件（岬町立町民体育館改修工事（耐震・施設改善））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 日程2、議案第48号、工事請負契約締結の件（岬町立町民体育館改修工事（耐震・施設改善））についてご説明いたします。

岬町立町民体育館改修工事（耐震・施設改善）の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この町民体育館改修工事につきましては、6月13日に入札を執行いたしました。まず契約の方法といたしましては、指名競争入札により契約金額は5,355万円、うち消費税及び地方消費税の額は255万円でございます。

契約の相手方は、大阪市中央区南船場4丁目6番10号、矢野建設株式会社、代表取締役 矢野清治でございます。

次に別紙資料1の入札結果（経過）調書により、契約に関する補足説明をさせていただきます。

この工事は町民体育館の耐震補強及び施設改善を行うもので、工種は建築工事でございます。工期につきましては、議会の議決の日から平成24年11月16日までとなっております。指名業者数は調書のとおり9社でありまして、辞退者が2社ありましたので7社において指名競争入札が行われました。

また裏面の入札前に公表しております建設工事予定価格等事前公表用調書をごらんください。入札予定価格は税抜き6,383万円。また予定価格は3,000万円を超えるため低入札価格調査制度が適用されますので、調査基準価格は税抜き5,517万4,000円であります。

そして入札の結果、低入札価格調査基準価格を下回る額で応札した業者が3社ありました。また落札率については予定価格の79.9%となっております。

この入札結果を踏まえまして低入札価格調査基準価格を下回った業者から、当該価格で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先及び購入先と入札者との関係などに係る資料の提出を求め、6月15日にその内容の聴取を行いました。

その後、庁内関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を6月19日に開催し、今回の入札価格によって契約の内容に適合した履行が確保されるかどうか、業者からの提出資料などから調査を行いました。

この調査の結果、当該入札額によって契約の内容に適合した履行が確保される内容であること

が確認されたので、当該事業者を落札業者と決定し、今般工事請負契約を締結するものであります。

次に工事概要につきましては資料2をごらんください。本工事内容は耐震補強工事と施設改善工事の2種類であります。なお、耐震補強工事部分につきましては資料3及び4の図面を、施設改善工事部分につきましては資料5及び6の図面をあわせてご参照願います。

まず耐震補強工事の概要ですが、資料3及び4の黄色で示した箇所になりますが、鉄骨屋根の小はりの増設を44カ所、鉄骨屋根ブレースの増設を48カ所予定しております。

次に施設改善工事の概要ですが、資料6の凡例に示しております箇所で、床材及び天井材張りかえ、便所のバリアフリー改修並びに資料4及び5で示しております屋根と外壁の防水改修並びに屋外スロープの改修等を行うものでございます。提案理由及び事業内容などの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この入札の件については、今、部長に説明をしていただきましたので結構かと思うんですが、いつもあるんですが、今後もあるかなと思うんですが、この入札については予定価格はわかっているわけですが、それで入札するんですけど、低価格の入札がたびたびありますので、今後この下の価格っていう欄なんですけど、低入札にならないようにするにはどうしようようにしたらいいのかなと私なりに考えるんですが、低入札の価格も一応検討していただいたらどうかと思うんですが、この点について1点答弁願います。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 まず本町の入札制度でございますけれども、原則といたしまして予定価格が130万円以上につきましては競争入札を行っております、そのうち予定価格が3,000万円未満につきましては最低制限価格制度によりまして行っております。そして3,000万円を超える建設工事につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり低入札価格調査制度を導入いたしまして、その2本立てによりまして現在行っております。特にご質問いただきました低入札の制度の導入の理由といたしましては、入札参加者の企業努力によりまして、よりよいものを低い価格で落札することを促進するというような観点から導入したことでございます。しかし一方では、過度な低入札の入札とか適正な公正な競争を阻害するのではないかと、特に中身によりましては契約内容の金額によるんですけども、粗雑な履行になりまして本町が求めている工事内容を確保できないんじゃないかという、また地元の特に零細業者の経営には悪影響を与えるのではないかと

いろいろな考えてまして、この制度につきましてもメリットもありますけれども、また反対にデメリットもございます。そういうこともありまして、ご質問いただきました低入札価格の調査制度そしてまた調査基準価格の算定方法、これにつきましては今後の入札制度の運用状況等を踏まえまして引き続きこの制度の改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 本事業につきましては当然必要な工事であるというふうに思いますし、安全で適切な工事が行われるように、また住民の利用に影響するようにと願う立場であります。確認しておきたいのは、7社による指名競争入札になったということで、辞退された2社の辞退理由を念のため確認しておきたいということが1点であります。もう1つは、この工事期間については体育館が使用できないという状況になろうかと思っておりますので、その期間さまざまなスポーツ団体等が利用していることが考えられますので、そういった方々への対応はどのようになさるお考えかということをお聞きしたいんですが、先ほど詳細なる説明がありまして、その中で低入札だった場合についてご説明をいただきました。その中で3社について調査基準価格を下回るということで調査部会を開催したということがありましたけれども、これは調査部会の中で安全性等について確認をされるということだと思っておりますが、それは低入札が行われた3社ともについて調査を行うということであるのか、例えば落札に一番近い金額が低いところを対象に行っていくということであるのか実際上どのようなことを行われているのか参考までに確認させていただきます。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 ご質問いただきました1点目と3点目につきまして私のほうからお答えさせていただきます。まず1点目についてですけれども、辞退者の辞退理由でございます。競争入札におきましては、入札に参加するまた辞退するにつきましては自由でございます。これにつきましては理由は問わないわけなんですけれども、参考に業者2社にお聞きしたところ、この工事につきましては専任技術者を現場に置かなければならないということで、その技術者が配置できないということで辞退をさせていただきたいという旨の内容を聞き及んでおります。もう1点この部会による内容でございますけれども、今回3社が調査基準価格を下回ったわけなんですけれども、その調査の対象となる事業者については、まずこの調査基準価格、一番低い業者につきまして、先ほど申し上げましたとおり入札の理由とか金額の積算部か手持ち工事等の調査を行いまして、その業者がもしこの町が予定しております内容に適応した履行が確保されないという形で確認されますとまた違う業者が調査の対象になるということございまして、今回の場合は一番低い額の

業者の履行が確保されるということが確認されましたので、契約するといった次第でございます。

○田島乾正議長 一本理事。

○一本理事 工事期間中の利用者への対応についてご説明させていただきます。まず利用できない期間をこの7月から一応12月の5カ月間ということで各利用者のほうにはもう周知させていただいております。またそうした中で、今利用されている方につきましては各学校の体育館等を予約されていると。そしてまた青少年センターの3階にあります体育室と文化センターの集会所で利用の方の対応をさせていただいております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 利用できない期間の対応をただいまご説明いただきましたが、そのような適切な対応をとられているということかと思いますが、ほかの施設で利用してくれということ促しているということで、施設としては十分であるというふうにお見受けされているのかどうか、使えなくて困っているところがあるというような実態はありませんでしょうか。

○田島乾正議長 一本理事。

○一本理事 今のご質問ですけれども、今のところ、うちのほうへそういった学校のほうから対応できない等といったような大きな問題はございません。

○田島乾正議長 よろしいですか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第48号、工事請負契約締結の件（岬町立町民体育館改修工事（耐震・施設改善））を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致であります。よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○田島乾正議長 日程3、決議案第2号、多奈川第二発電所再稼働等に関する要望決議（案）を議題とします。

本件について提案者から趣旨説明を求めます。議会議員、道工晴久君。

○道工晴久議員 ただいま議長の許可を得ましたので、決議案第2号、多奈川第二発電所再稼動等に関する要望決議（案）について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員道工晴久、賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員 辻下 正純

〃 反保多喜男

〃 和田 勝弘

〃 川端 啓子

〃 鍛冶 末雄

〃 豊国 秀行

〃 小川日出夫

〃 竹内 邦博

〃 奥野 学

〃 竹原 伸晃

〃 出口 実

以上であります。

提案理由は、要望決議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

昨年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因として、原子力発電の安全性に対する国民の不安が高まり、原子力発電所の定期検査後の運転再開に対しては慎重な判断を求める声も少なくない中、関西地域における深刻な電力不足を解消するため大飯原子力発電所3号、4号機の定期検査後の運転再開が先ごろ決定された。原子力発電に対しては、国民から厳しい目が向けられており、今後の電力供給のあり方については不透明な状況にある。また、今回の大飯原子力発電所3号、4号機の再稼動において、関西地域のこの夏の深刻な電力不足はある程度回避されるとのことであるが、昨年の需要を賄う程度の電力供給量しか確保されておらず、依然として電力供給に不安が残る状況となっている。

過日（H24.6.20）の新聞報道によると、運転の開始から40年を超える原子力発電所について、政府は原則廃炉にする方針を打ち出した。

関西電力管内では、今後7年半の間に11基中7基が40年を超え、もしこの方針が厳格に適用されれば安定した電力供給が心配される事態となる。安心した国民生活や企業の円滑な経済活動を確保していくためには、安定的な電力供給が不可欠であることは言うまでもなく、電力事業者の責務として安定的な電力供給を担うためには、現在休止中の火力発電所の再稼動も含めて万

全の電力供給体制を整えていただく必要がある。

本町にはかつて、貴社の多奈川発電所、多奈川第二発電所から、長らく大阪都市圏への電力供給を担っていたが、平成13年12月に多奈川発電所が廃止され、平成17年4月からは多奈川第二発電所も長期計画停止中となっている。

こうした状況の中で、社会全体の安定と発展のために、極めて貴重なストックである長期計画停止中の多奈川第二発電所について、緊急時に即応対応が可能となるよう早期に整備するとともに、電力の安定供給体制の構築に向け、再稼動を検討されることを強く要望する。

以上、決議する。平成24年6月26日、大阪府泉南郡岬町議会。以上でございます。

よろしくご審議の上、決議賜りますようお願い申し上げます。なお答弁の後、質問等は自席で答弁をさせていただきます。

○田島乾正議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 何点か提案者にお尋ねしたいと思います。この決議案の中でお尋ねしますが、大飯原発3、4号機の再稼動ということを受けて、この夏の深刻な電力不足はある程度回避されることであるが、その先に昨年の需要を賄う程度の電力供給量しか確保されておらず、依然として電力供給に不安が残る状況となっているということが書かれております。この電力の需給状況については、私自身が電力会社の情報開示について率直に疑問を持っているものでありますし、本当に足りないものであるのかどうかについてつまびらかな説明がなされているというふうには感じていないんですけれども、提案者においてはそのことについて実際の電力需給状況についてどのようにお考えになっておられるかお聞かせいただきたいというのが1点目であります。

2点目ですけれども安定的な電力の供給を担うためにはということで、現在休止中の火力発電所の再稼動も含めて万全の電力供給体制を整えていただく必要があるというふうに書かれているわけですが、この火力発電所の再開も含めてというくだりの中に、ほかの電力のエネルギーの活用といいますかそういったことも含まれているのかどうか。私自身はこの機会に原発を廃炉にして再生化のエネルギーのより一層の促進を図ることを行っていくべきだと、これは政府に対しての考えですけれども、そのように考えているんですが、この火力発電所以外の部分についてもお考えがあってこのような文言にされているのかお尋ねしておきたいと思います。以上2点です。

○田島乾正議長 1点だけ中原 晶君の質問について。提案者に対してあくまで質疑にとどめていただかないと。考えは次の討論で私はこう思いますということでないと、この3点の中で私はこういうこと。

○中原 晶議員 聞き直しでしょうか。

○田島乾正議長 そうですね、できれば提案者が今提案された部分について疑問の質疑のみにとどめていただいて、考えは次の討論で私はこう思いますということにさせていただきませんか。再度お願いします。

○中原 晶議員 質疑に絞って再度お尋ねいたします。

○田島乾正議長 結構です。

○中原 晶議員 1点目は電力の需給状況について書かれているくだりがありますけれども、電力需給状況がどういう状況になっていると提案者は考えているのかお尋ねしたいというのが1点目です。2点目は安定的な電力供給を担うための方策として火力発電所の再稼動も含めてというくだりがありますが、これは火力発電所以外の方法についてもお考えがあつての表現であるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。よろしいでしょうか。

○田島乾正議長 はい、結構です。道工晴久君。

○道工晴久議員 中原議員のほうから質問2点ございます。まず関電に対する電力量等、情報の開示でございますが、我々あくまでも新聞等による情報以外ございません。そういう面では今後十分そういった面を検討していかないかと思っておりますが、一般的な話の中での要望でございます。それから再稼動の問題でございますが、現火力発電所の再稼動ということを考えております。もちろんその後にはいろいろ稼動していただくならばという形で問題はまたあと提起する部分があるかわかりませんが、特に燃料の問題とかそういう面も十分考えながら要望をしまいたいと思っております。

○田島乾正議長 よろしいですか。はい。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成ですけど。

○田島乾正議長 反対はないですか。そしたら賛成討論ですね。

○中原 晶議員 先ほど質疑をさせていただきまして、情報の開示という点においては電力需給の真実はどうなのかということについては私自身は電力会社がすべて明らかにしていないのではという疑念を持っておりますので、この決議に書かれている確保されておらずという断定的な表現は避けるべきではないかというふうには考えるものですが、しかしながらやはり電力の供給に不安が残る状況であるということは否めないということで、お考えについては同じくするも

のであります。また2つ目にお聞きいたしました火力発電所以外の部分について私自身はいつその再生化のエネルギーの利用の促進を求める立場でありますけれども、そこまでは先ほどのご答弁の中では確認しがたかったというふうに印象は受けましたが、また今後のことについても少しふれられてのご答弁でありますので、今回に至ってはやはり多くの住民感情にも配慮いたしまして電力の安定供給体制の構築を求めるという立場から賛同したいと思います。

○田島乾正議長 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより決議案第2号、多奈川第二発電所再稼働等に関する要望決議(案)を起立により採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○田島乾正議長 起立満場一致です。よって決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成24年第2回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午後0時38分 閉会)

以上の記録が本町議会平成24年第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年6月26日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 竹 内 邦 博

議 員 小 川 日 出 夫